

自然環境保全協定事務取扱要項

第1章 総則

(目的)

第1 この要項は、熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第27条の規定に基づく自然環境保全協定事務の取扱について条例、条例施行規則第37条（昭和48年熊本県規則第60号）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

(処理方針)

第2 自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受できるよう処理するとともに、当該届出者に社会通念上の受認の限度を超える不当な義務を課することのないよう処理するものとする。

第2章 協定締結

(当事者)

第3 原則として行為者、行為地の所在する市町村長、知事の三者によるものとし、その他自然環境保全上必要と認めたものはこの限りでない。

(届出の時期)

第4 届出書は当該行為について、調査又は事前指導を行い得るよう行為着手予定日の60日前までに提出するものとする。

(届出書の様式)

第5 届出書は別記第1号様式とし、添付図書は次のとおりとする。

位置図・・・国土地理院発行の5万分の1の地図又は市町村管内図とする。

概況図・・・縮尺5千分の1以上の森林施業図等とする。

天然色写真・・・行為地全体の景色を写したものと及び行為地を近縁から写したもので遠景写真には工作物等の形態を記入するとともに、概況図に撮影方向を矢印で表示する。

平面図（配置図）、位置図、断面図、構造図

意匠配色図・・・平面図、立方図に使用される色彩を着色する。

修景計画図・・・平面図に修景計画を図化する（植栽、張り芝等）。

許認可申請・・・当該行為に対する他法令の許・認可書の写し又は申請書の写し。

設計数量計算書・・・残土処理又は流用等が生じる場合

その他必要な書類

(届出)

第6 行為者は、行為地の所在する市町村へ1部、熊本県知事（所管地域振興局長）へ2部提出する。

2 届出書の提出を受けた市町村長は別記第2号様式により、熊本県知事（所管地域振興

局長) へ当該行為に対する意見書を提出する。

3 地域振興局長は、別記第3号様式により知事へ副申する。

(協定書の協議)

第7 知事は、現地調査及び行為者、市町村長と打合わせ会議を行う等して協定書案を作成し、協定締結当事者へ協議する。

2 協議を受けた市町村長及び行為者は、協定書案に対する意見書を知事へ提出する。

3 意見書を受けた知事は、再度協議して協定書を作成する。

(協定締結)

第8 知事は、協定書を印刷のうえ、協定締結当事者へ押印を依頼する。

2 協定締結完了後は、協定締結を各自1通ずつ保管する。

(報告)

第9 行為者は、行為の状況について必要に応じ、市町村長及び熊本県知事へ報告する。

(現地調査)

第10 市町村長及び熊本県知事は、必要に応じ、行為状況を調査する。

別記第1号様式

届 出 書

平成 年 月 日

様

届出者 住所（所在地）

氏名

（名称及び代表者名）

電話番号

熊本県自然環境保全条例第27条の規定に基づく、自然環境保全協定の締結が必要でありますので下記のとおり届け出します。

記

- 1 行為の目的
- 2 行為地
- 3 行為の概要 別添事業計画書のとおり

別記第2号様式

意見書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

熊本県自然環境保全条例第27条の規定に基づく、自然環境保全協定に伴う届け出がありましたので、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 行為者
- 2 行為の目的
- 3 行為地
- 4 意見

別記第3号様式

副 申 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

地域振興局長

熊本県自然環境保全条例第27条の規定に基づく、自然環境保全協定の締結に伴う意見書の提出がありましたので、下記のとおり副申します。

記

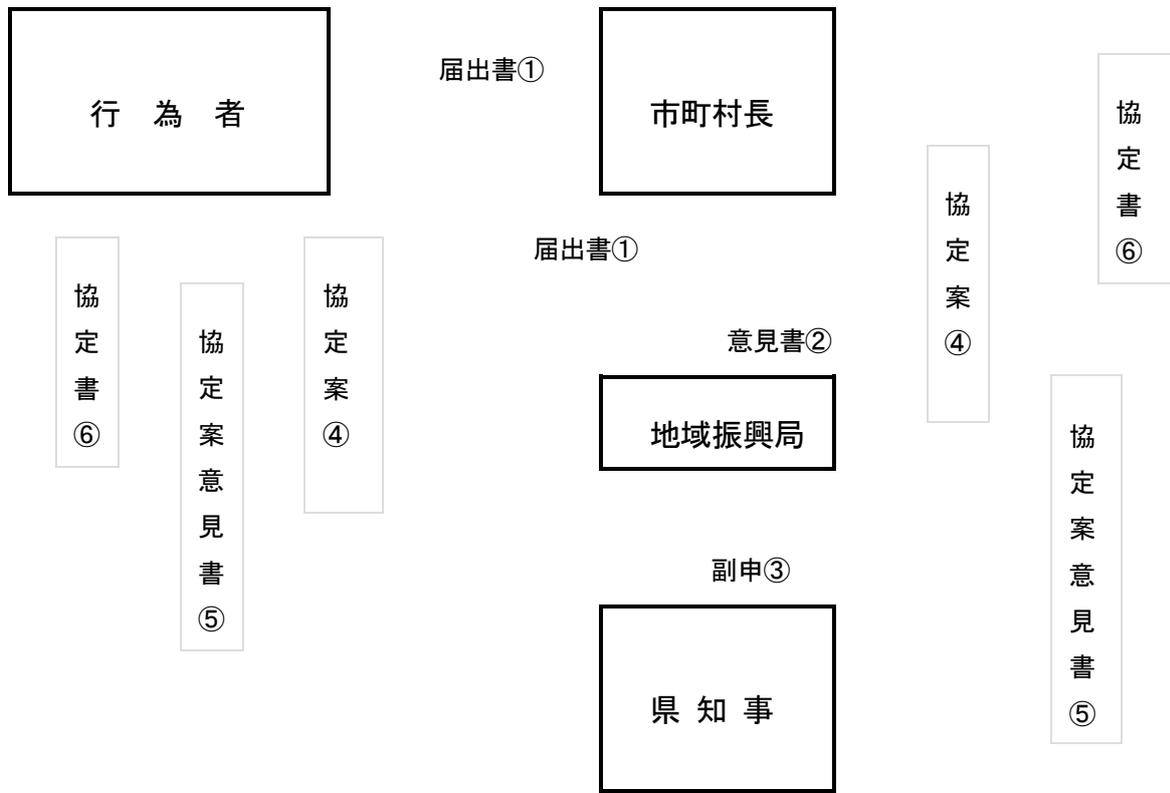
- 1 行 為 者
- 2 行為の目的
- 3 行 為 地
- 4 副 申

自然環境保全協定締結指導基準

<p>共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業に伴う地形の改変及び樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう計画し、盛土、切土の量はできる限り少なくすること。 2 土砂の流出を防止するため、あらかじめ必要な防災施設を設置すること。 3 切取及び盛土の法面は、土質に応じ適切な勾配を設け、現地付近に自生している植物又は現地に適合した植物をもって緑化すること。 4 残土は土捨場を定めて排土し、その法面は盛土と同様の処理をするなど流出の防止措置を施すこと。 5 事業地内に集排水施設を整備し、雨水による土砂の流出及び崩壊を防止すること。
<p>別 荘</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 分譲地一区画の面積は、1000㎡をくだらないこと。 2 建物は2階建て以下、かつ13m以下とすること。 3 遮蔽又は隔障の施設としては、生垣又は柵以外のものを使用しないこと。 4 建物の周辺、区域内道路の両側には修景のための植栽を行うこと。 5 建ぺい率は20%以下とし、陸屋根をさげ、構造・色彩については周囲の自然との調和を図ること。
<p>分譲宅地造成 (分譲住宅)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 分譲地内に住民の憩いの場所として、自然緑地及び公園緑地を設けること。 2 緑地面積は、全体面積の20%以上とすること。 3 分譲地一区画の面積は、230～250㎡以上とすること。 4 遮蔽又は隔障の施設としては、生垣又は柵以外のものを使用しないこと。 5 建ぺい率は30%～40%以下とすること。 6 修景のため植栽した樹木は、防災上やむを得ない場合を除き伐採しないこと。 7 建物は2階以下、かつ高さ10m以下とし、構造・色彩についても周囲の自然との調和を図ること。 8 主要幹線道路の両側には、交通上及び防災上支障のない限り修景のため、その土地に適合した樹木を植栽すること。 9 区域内で生ずる汚水及びし尿に対しては、十分な処理能力を有する浄化施設を設けること。
<p>ゴルフ場造成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 切土又は盛土により、土地の形状変更を行う部分の面積は、

	<p>当該ゴルフ場面積の2分の1以下とし、造成による自然環境の改善が全体として過半数にならないこと。</p> <p>2 造成に係るゴルフコースは、それぞれ独立するよう配置し、各コース間は幅30m以上の樹林帯又は自然の草生地とすること。</p> <p>3 切土又は盛土による土地の形状変更が連続しないようにすること。</p> <p>4 公道近くにあるゴルフコースについては、危険防止のため道路とコースの間に樹林帯又は防護柵を設けるなど公道通行人の安全を確保するよう配慮すること。</p>
採石場	<p>1 樹木の除去や伐採は、この事業の進度に合わせて行い採石場周囲の樹木は、遮蔽林の機能を果たすため伐採しないよう努めること。</p> <p>2 採掘等により生じる残土は、植生及び自然景観に支障のないよう、あらかじめ定められた土捨場に処理すること。</p> <p>3 採掘方法は、跡地修景可能な工法とし、周囲の自然景観に調和するよう種子吹き付け、ネット工法、樹木の植栽等により修景美化を図ること。</p> <p>4 採石場内で生じる汚水は、調整池を設け、下流域に影響を及ぼさないよう措置すること。</p>

<自然環境保全協定フロー図>



- (1) 行為者は、届出書①を行為地の所在する市町村へ1部、熊本県知事（所管地域振興局長）へ2部提出する。
- (2) 市町村長は、意見書②を熊本県知事（所管地域振興局長）へ提出する。
- (3) 地域振興局長は、知事へ副申③する。
- (4) 知事は、協定書案④を作成し、行為者及び市町村長に協議する。
- (5) 協議を受けた行為者及び市町村長は、協定書案に対する意見書⑤を知事に提出する。
- (6) 知事は、意見書を受けて再度協議し協定書を作成する。
- (7) 知事は、協定書を印刷のうえ、協定締結当事者へ押印を依頼する。
協定締結完了後は、協定締結を各自1通ずつ保管する。